

議案第 23 号

大口町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の制定について

大口町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように定めるものとする。

平成 25 年 3 月 4 日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号及び平成 23 年法律第 105 号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）の施行により介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部が改正されたことに伴い、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）
第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規
定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等について定めるものとする。

(入所定員)

第2条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(申請者の資格)

第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則（平
成11年厚生省令第36号）第131条の10の2に定めるとおりとする。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第78条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、指定地
域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労
働省令第34号。以下「省令」という。）に定める基準のとおりとする。ただし、
省令第3条の40第2項、第17条第2項、第60条第2項、第87条第2項、
第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（第169条において
準用する場合を含む。）及び第181条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」
と読み替えるものとする。

(本町以外の市町村に所在する事業所に係る基準等)

第5条 前3条の規定にかかわらず、本町以外の市町村に所在する事業所に係る指
定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等は、当該市町
村の条例で定める基準等とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際既に完結している記録については、第4条ただし書の規定は、適用しない。

制 定 要 旨

1 条例の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び平成23年法律第105号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行により介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されたことに伴い、大口町が指定する地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、平成18年厚生労働省令第34号を参酌して条例により定めることとします。

2 条例の概要

平成18年厚生労働省令第34号は、一般的な地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めているものであることから、利用者のサービス提供に関する記録の保存年限以外については、この省令の基準を準用することを定めるものとします。

3 町条例で定める独自基準の項目

・記録の保存

国の基準では「2年」としているものを、利用者のサービス向上及び報酬請求の適正化を図る観点から「5年」とします。

4 施行年月日

平成25年4月1日から施行します。